

技術検討会 運営規則

平成 28 年 6 月 28 日

技 術 検 討 会

(趣旨)

第 1 条 この規則は、千葉市ドローン宅配等分科会の下に設置した技術検討会（以下「検討会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができるものとする。

(検討会の公表)

第 3 条 検討会は、原則非公開とし、検討会の終了後、速やかに会議資料を公表するとともに、検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。

2 前項の規定にかかわらず、資料の公表が検討会の事業の推進に重大な支障を及ぼす恐れがある場合その他座長が必要と認める場合は、当該資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

3 検討会の出席者及び構成員は、前 2 項の規定により公表された範囲を超えて、検討会の内容等を対外的に明らかにしてはならない。ただし、自らの発言についてはこの限りではない。

4 第 1 項に規定する議事要旨は、検討会が開催された翌日から起算して 3 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）以内に公表するよう努めなければならない。

(公表方法)

第 4 条 前条に規定する資料、議事要旨の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(細則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定めるものとする。